

## 建設業許可に係る営業所調査書類について

		申請等の区分					
		許可		変更			
		新規・許可換新規	業種追加・股特新規 (所在地等に業種追加・管理責任者、専任技術者、営業所 所在地等に変更がある場合のみ)	変更届出書(営業所新設・移設)	(経営業務の管理責任者証の変更)	(専任技術者証の変更)	(変更届出書 (令3条使用人の変更))
<p>建設業許可・届出に際しては、経営業務の管理責任者、営業所の代表者及び専任技術者に加え、営業所の実態について、必要な要件を備えているかどうかの調査を行います。</p> <p>申請・届出時には申請書とともに下記の書類を提出してください。</p> <p><b>提出部数は1部のみで結構です。</b></p> <p>(従たる営業所の場合は、当該営業所の所在地を管轄する新潟県の地域機関に提出してください)</p> <p>ここに示した資料だけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じて、別の資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>※すでに許可を有している場合で、経営業務の管理責任者が業種追加等で専任技術者を兼ねる場合は営業所調査は不要。(その逆も同様とする)</p>							
建設業法に基づく許可要件の調査依頼書(営業所調査依頼書) ※主たる営業所用、従たる営業所用がそれぞれあります。		○	○	○	○	○	○
経営業務の管理責任者について	住民票(コピーは不可)	(注1) ○(注2) (注3)	(注1) ○(注2) (注3)		(注1) ○(注2) (注3)		
	健康保険証の写し	○	○		○		
	当該営業所における直近3か月分の出勤簿の写し (備え付けてある場合に限る)	△	△		△		
	当該営業所における在職期間が3ヶ月に満たない場合は、 在職期間に係る出勤簿の他、辞令書の写し等異動が明らかになる書類 (備え付けてある場合に限る)	△	△		△		
営業所の専任技術者について	住民票(コピーは不可)	(注1) ○(注2) (注3)	(注1) ○(注2) (注3)	(注1) ○(注2)		(注1) ○(注2) (注3)	
	健康保険証の写し	○	○	○		○	
	当該営業所における直近3か月分の出勤簿の写し (備え付けてある場合に限る)	△	△	△		△	
	当該営業所における在職期間が3ヶ月に満たない場合は、 在職期間に係る出勤簿の他、辞令書の写し等異動が明らかになる書類 (備え付けてある場合に限る)	△	△	△		△	
令3条使用人について	住民票(コピーは不可)	○(注1) (注2)	○(注1) (注2)	○(注1) (注2)			○(注1) (注2)
	健康保険証の写し	○	○	○			○
	当該営業所における直近3か月分の出勤簿の写し (備え付けてある場合に限る)	△		△			△
	当該営業所における在職期間が3ヶ月に満たない場合は、 在職期間に係る出勤簿の他、辞令書の写し等異動が明らかになる書類 (備え付けてある場合に限る)	△		△			△
	見積・入札・契約締結等の権限に関する委任状の写し (本人に代表権がない場合に限る)	△		△			△
主たる従たる営業所	【自社所有の場合】 当該営業所建物に係る不動産登記簿謄本(コピーは不可)又は 資産評価証明書の写し	○	○	○			
	【賃貸の場合】 当該営業所建物に係る賃貸借契約書の写し ※賃貸借契約書がない場合は公共料金の領収書の写し						
	営業所の写真 ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・《ビル内に営業所を設けている場合に限り》フロア案内を撮影したもの	○	○	○			

○…必須提出

△…該当がある場合のみ提出

注1…単身赴任等により住民票の住所と勤務地である当該営業所の住所が著しく離れている場合は、借家等の賃貸借契約書の写しを添付。また、賃貸借契約書がない場合は公共料金の領収書の写しを添付してください。

注2…住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより住民票の添付を省略できます。この場合、営業所調査依頼書と共に、HPの「別紙様式(住民票添付省略)」を提出頂いたうえで、各地域整備部にて同システムによる本人確認情報の調査を行なうことをご承知おき下さい。

注3…許可を受けようとする者が個人であり、その者が経営業務の管理責任者又は営業所毎に置く専任技術者を兼ねる場合で、「当該営業所建物に係る不動産登記簿謄本又は資産評価証明書の写し」又は「当該建物が賃貸の場合の賃貸借契約書の写し」の住所と、申請書に掲げる「経営業務の管理責任者」又は「専任技術者」の住所が合致する場合は、「住民票の写し」は省略することができます。